**令和７年度 水質検査計画**



**時津町水道局**

**時津町水道局　令和７年度水質検査計画**

　時津町水道局では毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、お客様に対し情報提供を行っております。これに基づき令和７年度の水質検査計画を策定しましたので公表します。

●**水質検査計画とは**

　水道法施行規則により、水道事業者は、水源種別、過去の水質検査結果、水源周辺の状況等について総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を策定し、毎事業年度開始前に水道の需要者に対して情報提供することとされております。

|  |  |
| --- | --- |
| **時津町水道局の水質検査計画目次**

|  |
| --- |
| １．基本方針２．水道事業の概要３．原水及び浄水の水質状況４．検査項目及び検査回数５．検査地点６．臨時の水質検査７．水質検査方法８．水質検査計画及び検査結果の公表９．水質検査の精度と信頼性保証10．関係者との連携 |

 |

**１．基本方針**

　　水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するため、以下の方針で水質検査を行います。

（１）検査地点は、浄水については、水道法で検査が義務づけられた給水栓で行います。原水については、各浄水場内のサンプリング水栓で行います。

　（２）検査項目は、水質基準項目について全ての項目を検査します。水質管理目標　　設定項目については、必要な項目を検査します。また、浄水場の維持管理上必要な項目及び原水についても検査を行います。

　（３）水質基準項目の検査回数は、安全性の確保を重視し省略しません。

　　（４）給水栓の検査回数については、水道法に基づき、１日１回行う５項目の検査

及びおおむね１ヶ月に１回行う９項目の検査に加え、おおむね２ヶ月に１回、

臭気物質２項目を除く４９項目の基準項目検査を行います。

　　（５）水質目標管理設定項目の一部の項目と原水の検査回数はそれぞれの状況に応

じて設定します。

**２．水道事業の概要**

　　（１）給水状況

①　給水区域　　　　　一部の山間部を除く行政区域のほぼ全域

②　給水人口　　　　　２９，２２５人(令和５年度末）

③　普及率　　　　　　９９．９％(令和５年度末）

④　一日最大給水量　　９，３８０㎥　(令和５年度）

⑤　一日平均給水量　　８，６８４㎥ (令和５年度）

　　（２）浄水場の名称及びその水源

　　　　　　時津町の水道は、中山ダム、久留里ダム、子々川川、日並川、子々川ﾎﾞｰﾘﾝ　　　　　ｸﾞ及び長崎市の西海川を水源とする子々川浄水場と元村１号、２号ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ及　　　　　び時津川を水源とする元村浄水場の２つの施設から浄水を送水しています。

表１に浄水施設、表２に配水施設の概要を示します。



浄水施設の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 浄水場名称 | 子々川浄水場 | 元村浄水場 |
| 所在地 | 子々川郷１７４０番地 | 元村郷４７３番地 |
| 水源（種別） | **西海川.谷口川**（表流水）**中山ダム**（貯水）**子々川川**（表流水）**久留里ダム**（貯水）**日並川**(表流水及び深井戸水）**子々川ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ**（深井戸水） | **元村1号ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ**（深井戸水）**元村2号ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ**（深井戸水）**時津川**（表流水） |
| 浄水施設 | 凝集沈殿→急速ろ過→粒状活性炭ろ過→消毒 | 生物活性炭ろ過（河川表流水のみ）→急速ろ過→消毒 |
| 施設能力(㎥／日) | １２，０００ | １，０００ |

配水施設の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 配水池名称 | 容　量×池　数 | 配水池名称 | 容　量×池　数 |
| 日並配水池 | 1,000㎥×32,000㎥×1 | 左底配水池(新） | 1,200㎥×1 |
| 左底配水池(旧） |  300㎥×1 |
| 久留里配水池 | 2,000㎥×2 | 小島田配水池 |  300㎥×1 |
| 西時津配水池 | 500㎥×2 | 高尾配水池 |  200㎥×1 |

 　　 　　　　 　日並配水池　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高尾配水池

**３．原水及び水道水の状況**

　　（１）原水（浄水場入口の水）水質で留意すべき状況

　　　　1)浄水場ごとに留意すべき事項、対象項目及び対処方法は表３のとおりです。

表３

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 浄水場 | 水源 | 留意すべき事項 | 対象項目 | 対処方法 |
| 子々川 | 西海川（谷口川） | 降雨による濁水 | 濁度 | 取水停止、水源切替、凝集剤適正注入 |
| 畜産施設排水 | ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 | 取水停止、水源切替 |
| ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ | ろ過水濁度適正管理 |
| 田畑への農薬散布 | 農薬類 | 粒状活性炭処理 |
| 中山ダム | 降雨による濁水 | 濁度 | 凝集剤適正注入 |
| 富栄養化の進行 | 窒素、リン | 合併浄化槽等の整備 |
| 藻類の増殖 | 2-MIB、ジェオスミン | 粒状活性炭処理 |
| 久留里ダム（久留里井戸） | 藻類の増殖 | 2-MIB、ジェオスミン | 粒状活性炭処理 |
| 取水井への海水流入 | 塩分濃度 | 導電率計設置 |
| 子々川川 | 田畑への農薬散布 | 農薬類 | 粒状活性炭処理 |
| 日並川（橘高地池放流） | 田畑への農薬散布 | 農薬類 | 粒状活性炭処理 |
| 藻類の増殖 | 2-MIB、ジェオスミン | 粒状活性炭処理 |
| 元村 | １号ボーリング | 高硬度 | 硬度（カルシウム、マグネシウム等） | 子々川浄水場系との混合 |
| 時津川 | 降雨による濁水 | 濁度 | 取水停止 |

2)各浄水場着水井(入口）の水質検査結果は別表１及び別表２のとおりです。

　　（２）水道水の状況

1)水道水は水質基準全てを満足しており、安全で良質な水をお届けしていま　　　　　す。

 2)水道水（各浄水場浄水）の水質検査結果は別表３及び別表４のとおりです。

**４．検査項目及び検査回数**

　　（１）毎日検査

　　　　色、濁り、臭気、味、残留塩素の検査は別表５のとおり、水道法に基づき１日

１回の検査を行います。

　　（２）水道水水質基準項目の検査（５１項目）

　　　　水質基準項目の検査は別表６のとおり行います。なお、検査は厚生労働省登録

検査機関に委託して行います。

　　　　①１ヶ月に１回の検査項目

　　　　 ｱ．下記９項目の検査を行います。

 　一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素量(TOC)の量）、　　　　　　 ｐＨ値、味、臭気、色度、濁度

 　　②おおむね２ヶ月に１回の検査項目

 　 ｱ．下記の１３項目です。

 　シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、　　　　　　 ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリ クロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、　　　　　　 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン

 　 ｲ．上記以外の項目と臭気物質を除く２７項目については過去の検出状況から判

　　　　 断すると検査頻度を減少できる項目ですが、水源及び原水の状況を考慮し

て、全ての項目について令和６年度においても、おおむね２ヶ月に１回の

検査を行います。

　　　　③臭気物質（ｼﾞｪｵｽﾐﾝ、2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ）の検査

 臭気物質については、水源でカビ臭が発生するおそれのある期間（５～１１

　　　　月）に１ヶ月に１回の検査を行います。

　　（３）水道原水の水質基準項目検査（５１項目）

　　　　 水道原水の水質基準項目検査は、各原水につい別表７のとおり行います。

　　（４）その他

　　　　　水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性があるなど、水質

　　　管理上留意すべき項目として設定された水質管理目標設定項目については、水

質基準に準じ、必要な検査項目は別表８のとおり水質検査を行います。

　　　　　水質管理目標設定項目の農薬類については、西彼保健所と検査項目や時期及

び回数について協議を行い決定します。

　　　　　また、クリプトスポリジウム、ジアルジアやダイオキシン類等の検査につい

ては、安全確認などのために、別表９のとおり検査を行います。

**５．検査地点**

　　（１）１日１回行う検査については、子々川浄水場から送水される町内の配水池系　　　　統ごとに、６箇所の給水栓(表４参照）と元村浄水場の浄水について行います。

　　　　　表４

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 配水池名 | 管末検査給水栓の場所 | 配水池名 | 管末検査給水栓の場所 |
| 日並 | 浜田郷1636防火水槽横検査用給水栓 | 西時津 | 浜田郷溝川公園給水栓 |
| 久留里 | 元村郷473元村浄水場内検査用給水栓 | 小島田 | 浜田郷1365付近の橋横検査用給水栓 |
| 左底 | 野田郷19-5付近の橋横検査用給水栓 | 高尾 | 元村郷1299付近の橋横検査用給水栓 |

　　（２）水質基準項目の検査の採水は、子々川浄水場からの浄水は浜田郷1636防火水

　 槽横検査用給水栓（日並配水池の管末給水栓）で行います。元村浄水場からの

　 浄水は、元村浄水場内の検査用給水栓で行います。

　　　　　また、原水については、子々川浄水場の原水は子々川浄水場内の各原水サン

　　　　プリング栓から、また、元村浄水場の水源である原水については、元村浄水場

　　　　内の各原水サンプリング栓から採水を行います。

**６．臨時の水質検査**

　　水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査　を行います。

　　（１）水源の水質が著しく悪化したとき

　　（２）水源に異常があったとき

　　（３）水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行している　　　　とき

　　（４）浄水過程に異常があったとき

　　（５）配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

　　（６）その他特に必要があると認められるとき

**７．水質検査方法**

　　水質検査は、毎日行う検査以外については、厚生労働省に登録している検査機関に　委託して行います。

　　令和５年度及び令和６年度の検査委託機関は、（株）協環でした。

　　また、令和７年度検査委託機関については、令和７年４月に実施する入札により、決定します。

 　水質検査方法は水質基準に関する省令(平成１５年５月３０日　厚生労働省令第１０

　１号）に基づき告示された｢水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定め

　る方法｣（平成１５年７月２２日　厚生労働省令第２６１号）により行い、省令に記載

　されていない項目については上水試験方法（日本水道協会編）などにより行います。

**８．水質検査計画及び水質検査結果の公表について**

　　水質検査計画書は毎年度見直しを行い、ホームページで公表します。また、水道の

　水質検査結果及びその他の検査結果についてもホームページで公表します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 時津町水道局上下水道課

|  |
| --- |
| 時津町水道局上下水道課よる水質検査計画書の策定 |

見直し

|  |
| --- |
| 検査の実施 |

|  |
| --- |
| 検査の詳価（結果） |

　 　　  |

意見

|  |
| --- |
| お客様 |

　　　公表

**９．水質検査の精度と信頼性保証**

　（１）水質検査を委託する検査機関の事前調査

　　　　厚生労働省が実施する外部精度管理のひとつである統一試料の検査結果書など

　　　について、検査機関の事前調査を行うことで検査機関の信頼性を検証し、信頼性

　　　信頼性が高い検査機関に水質検査を委託します。

　（２）委託検査機関立入検査

　　　　１年に１回以上委託検査機関の立入検査を実施し、検査機関の内部精度管理や

　　　外部精度管理等について、聴取を行うとともに事前調査のとおり水質検査が適性

　　　に実施されているかの確認を行います。

**１０．関係者との連携**

 水道水が原因と考えられる伝染病等が発生した場合は、直ちに給水停止の措置を行う

とともに、西彼保健所と連携を取り迅速に水質検査を行い、原因調査を行います。

　　また、水源において水質事故が発生した場合には、その水源からの取水を停止するとともに、西彼保健所と連携を取り、迅速に水質検査を行い、原因調査を行います。













